

**e コトでんき! (中国エリア) 電気料金メニュー約款
新旧対照表**

2025 年 8 月 1 日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
 - ・契約種別の変更

2.

3. 電気料金メニュー約款 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
第 4 条 4.(1)	4.ガスセット割引【e コトでんき! シンプルプラン】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 <u>(a) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</u> <u>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</u>	<u>1.e コトでんき! シンプルプラン</u> (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。
第 4 条 4.(5)	<u>(5) 適用廃止</u> <u>ガスセット割引【e コトでんき! シンプルプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき! シンプルプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン A】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</u>	削除項目
第 4 条 4.(6)	6) ガス付帯割引 ガスセット割引【e コトでんき! シンプルプラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまと締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたしま	<u>(5) ガス付帯割引</u> <u>e コトでんき! シンプルプランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまと締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</u> (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたしま

	す。 (イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。	す。 (イ) <u>e コトでんき！シンプルプラン</u>が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。
第4条 5.(1)	5.ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 <u>(a) 媒介事業者または媒介事業者の代理店(二次媒介事業者)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</u> <u>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</u>	<u>2.e コトでんき！ファミリープラン</u> (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

第4条 5.(5)	(5) 適用廃止 <u>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</u>	削除項目
第4条 5.(6)	(6) ガス付帯割引 ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止	(5) ガス付帯割引 <u>e コトでんき！ファミリープラン</u>が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) <u>e コトでんき！ファミリープラン</u>が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガ

	ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	ス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
第4条 6.(1)	6. ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L) プラン】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 <u>(a) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</u> <u>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</u>	<u>3. e コトでんき！ファミリー (L) プラン</u> (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。
第4条 6.(5)	<u>(5) 適用廃止</u> <u>ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン A】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</u>	削除項目
第4条 6.(6)	(6) ガス付帯割引 ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L) プラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代	<u>(5) ガス付帯割引</u> <u>e コトでんき！ファミリー (L) プラン</u>が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業

	金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー（L）プラン】が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) <u>e コトでんき！ファミリー（L）プラン</u>が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
第 4 条 7.(1)	7.ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 <u>(a) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</u> <u>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</u>	<u>4.e コトでんき！店舗・オフィスプラン</u> (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。
第 4 条 7.(5)	(5)適用廃止 <u>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラ</u>	削除項目

	ン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランB】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。	
第4条 7.(6)	(6) ガス付帯割引 ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	(5) ガス付帯割引 e コトでんき！店舗・オフィスプランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) e コトでんき！店舗・オフィスプランが適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
第4条 8.(1)	8. ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】 1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満で次の	5. e コトでんき！店舗・オフィス（プラス） (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承

	いずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 <u>(a) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</u> <u>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</u> (c) 本小売電気事業者が電気を供給する供給地点数が合計 5 カ所以上であること。	諾した場合に適用いたします。 (a) 本小売電気事業者が電気を供給する供給地点数が合計 5 カ所以上であること。
第 4 条 8.(5)	<u>(5)適用廃止</u> <u>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン B】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</u>	削除項目
第 4 条 8.(6)	(6) ガス付帯割引 ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。 (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】が適用されているお客さまであること。 (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅である	<u>(5) ガス付帯割引</u> <u>e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）とお客さまとで締結する LP ガス供給契約に基づき媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）お客さまに販売する毎月のガス代金から、媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</u> (a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (イ) <u>e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）が適用されているお客さまであること。</u> (ロ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること。 (ハ) 媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。 (ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途媒介事業者または媒介事業者の代理店（二次媒介事業者）が承認した住宅であること。 (b) 適用廃止

	こと。 (b) 適用廃止 ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。														
第 4 条 9.(5)	(5) 適用廃止 <u>W e b 請求割引【e コトでんき！ベーシックプラン】をご契約のお客さまが、W e b 請求割引【e コトでんき！ベーシックプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン A】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</u>	削除項目														
	附 則 この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、2024 年 10 月 1 日より実施します。 <table><tr><td>2022 年 6 月 1 日制定</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>2023 年 7 月 1 日改訂</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>2023 年 11 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2024 年 4 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2024 年 10 月 1 日改訂</td></tr><tr><td></td></tr></table>	2022 年 6 月 1 日制定		2023 年 7 月 1 日改訂		2023 年 11 月 1 日改訂	2024 年 4 月 1 日改訂	2024 年 10 月 1 日改訂		附 則 この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2025 年 8 月 1 日</u>より実施します。 <table><tr><td>2022 年 6 月 1 日制定</td></tr><tr><td>2023 年 7 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2023 年 11 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2024 年 4 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2024 年 10 月 1 日改訂</td></tr><tr><td>2025 年 8 月 1 日改訂</td></tr></table>	2022 年 6 月 1 日制定	2023 年 7 月 1 日改訂	2023 年 11 月 1 日改訂	2024 年 4 月 1 日改訂	2024 年 10 月 1 日改訂	2025 年 8 月 1 日改訂
2022 年 6 月 1 日制定																
2023 年 7 月 1 日改訂																
2023 年 11 月 1 日改訂																
2024 年 4 月 1 日改訂																
2024 年 10 月 1 日改訂																
2022 年 6 月 1 日制定																
2023 年 7 月 1 日改訂																
2023 年 11 月 1 日改訂																
2024 年 4 月 1 日改訂																
2024 年 10 月 1 日改訂																
2025 年 8 月 1 日改訂																